2014年３月改訂（第２版）　　日本標準商品分類番号　871319

医薬品インタビューフォーム

日本病院薬剤師会のIF記載要領2013に準拠して作成

アレルギー性結膜炎治療剤

日本薬局方　トラニラスト点眼液

トラニラスト点眼液0.5%「サワイ」

TRANILAST

剤形	点眼液
製剤の規制区分	該当しない
規格・含量	１mL中日局トラニラスト５mg含有
一般名	和名：トラニラスト 洋名：Tranilast
製造販売承認年月日 薬価基準収載 ・発売年月日	製造販売承認年月日：2009年　7月13日 薬価基準収載年月日：2009年11月13日 発売年月日：2009年11月13日
開発・製造販売（輸入）・ 提携・販売会社名	製造販売元：沢井製薬株式会社
医薬情報担当者の連絡先	
問い合わせ窓口	沢井製薬株式会社　医薬品情報センター TEL：0120-381-999、FAX：06-6394-7355 医療関係者向けホームページ：http://med.sawai.co.jp

本IFは2012年11月改訂の添付文書の記載に基づき改訂した。

最新の添付文書情報は、医薬品医療機器情報提供ホームページhttp://www.info.pmda.go.jp/にてご確認下さい。

IF利用の手引きの概要 ―日本病院薬剤師会―

１．医薬品インタビューフォーム作成の経緯

医療用医薬品の基本的な要約情報として医療用医薬品添付文書(以下、添付文書と略す)がある。医療現場で医師・薬剤師等の医療従事者が日常業務に必要な医薬品の適正使用情報を活用する際には、添付文書に記載された情報を裏付ける更に詳細な情報が必要な場合がある。

医療現場では、当該医薬品について製薬企業の医薬情報担当者等に情報の追加請求や質疑をして情報を補完して対処してきている。この際に必要な情報を網羅的に入手するための情報リストとしてインタビューフォームが誕生した。

昭和63年に日本病院薬剤師会(以下、日病薬と略す)学術第２小委員会が「医薬品インタビューフォーム」(以下、IFと略す)の位置付け並びにIF記載様式を策定した。その後、医療従事者向け並びに患者向け医薬品情報ニーズの変化を受けて、平成10年９月に日病薬学術第３小委員会においてIF記載要領の改訂が行われた。

更に10年が経過し、医薬品情報の創り手である製薬企業、使い手である医療現場の薬剤師、双方にとって薬事・医療環境は大きく変化したことを受けて、平成20年９月に日病薬医薬情報委員会においてIF記載要領2008が策定された。

IF記載要領2008では、IFを紙媒体の冊子として提供する方式から、PDF等の電磁的データとして提供すること(e-IF)が原則となった。この変更にあわせて、添付文書において「効能・効果の追加」、「警告・禁忌・重要な基本的注意の改訂」などの改訂があった場合に、改訂の根拠データを追加した最新版のe-IFが提供されることとなった。

最新版のe-IFは、(独)医薬品医療機器総合機構の医薬品情報提供ホームページ(http://www.info.pmda.go.jp/)から一括して入手可能となっている。日本病院薬剤師会では、e-IFを掲載する医薬品情報提供ホームページが公的サイトであることに配慮して、薬価基準収載にあわせてe-IFの情報を検討する組織を設置して、個々のIFが添付文書を補完する適正使用情報として適切か審査・検討することとした。

2008年より年４回のインタビューフォーム検討会を開催した中で指摘してきた事項を再評価し、製薬企業にとっても、医師・薬剤師等にとっても、効率の良い情報源とすることを考えた。そこで今般、IF記載要領の一部改訂を行いIF記載要領2013として公表する運びとなった。

２．IFとは

IFは「添付文書等の情報を補完し、薬剤師等の医療従事者にとって日常業務に必要な、医薬品の品質管理のための情報、処方設計のための情報、調剤のための情報、医薬品の適正使用のための情報、薬学的な患者ケアのための情報等が集約された総合的な個別の医薬品解説書として、日病薬が記載要領を策定し、薬剤師等のために当該医薬品の製薬企業に作成及び提供を依頼している学術資料」と位置付けられる。

ただし、薬事法・製薬企業機密等に関わるもの、製薬企業の製剤努力を無効にするもの及び薬剤師自らが評価・判断・提供すべき事項等はIFの記載事項とはならない。言い換えると、製薬企業から提供されたIFは、薬剤師自らが評価・判断・臨床適応するとともに、必要な補完をするものという認識を持つことを前提としている。

［IFの様式］

①規格はA４版、横書きとし、原則として９ポイント以上の字体(図表は除く)で記載し、一色刷りとする。ただし、添付文書で赤枠・赤字を用いた場合には、電子媒体ではこれに従うものとする。

②IF記載要領に基づき作成し、各項目名はゴシック体で記載する。
③表紙の記載は統一し、表紙に続けて日病薬作成の「IF利用の手引きの概要」の全文を記載するものとし、２頁にまとめる。

［IFの作成］

①IFは原則として製剤の投与経路別（内用剤、注射剤、外用剤）に作成される。
②IFに記載する項目及び配列は日病薬が策定したIF記載要領に準拠する。
③添付文書の内容を補完するとのIFの主旨に沿って必要な情報が記載される。
④製薬企業の機密等に関するもの、製薬企業の製剤努力を無効にするもの及び薬剤師をはじめ医療従事者自らが評価・判断・提供すべき事項については記載されない。
⑤「医薬品インタビューフォーム記載要領2013」（以下、「IF記載要領2013」と略す）により作成されたIFは、電子媒体での提供を基本とし、必要に応じて薬剤師が電子媒体（PDF）から印刷して使用する。企業での製本は必須ではない。

［IFの発行］

①「IF記載要領2013」は、平成25年10月以降に承認された新医薬品から適用となる。
②上記以外の医薬品については、「IF記載要領2013」による作成・提供は強制されるものではない。
③使用上の注意の改訂、再審査結果又は再評価結果（臨床再評価）が公表された時点並びに適応症の拡大等がなされ、記載すべき内容が大きく変わった場合にはIFが改訂される。

３．IFの利用にあたって

「IF記載要領2013」においては、PDFファイルによる電子媒体での提供を基本としている。情報を利用する薬剤師は、電子媒体から印刷して利用することが原則である。

電子媒体のIFについては、医薬品医療機器総合機構の医薬品医療機器情報提供ホームページに掲載場所が設定されている。

製薬企業は「医薬品インタビューフォーム作成の手引き」に従って作成・提供するが、IFの原点を踏まえ、医療現場に不足している情報やIF作成時に記載し難い情報等については製薬企業のMR等へのインタビューにより薬剤師等自らが内容を充実させ、IFの利用性を高める必要がある。また、随時改訂される使用上の注意等に関する事項に関しては、IFが改訂されるまでの間は、当該医薬品の製薬企業が提供する添付文書やお知らせ文書等、あるいは医薬品医療機器情報配信サービス等により薬剤師等自らが整備するとともに、IFの使用にあたっては、最新の添付文書を医薬品医療機器情報提供ホームページで確認する。

なお、適正使用や安全性の確保の点から記載されている「臨床成績」や「主な外国での発売状況」に関する項目等は承認事項に関わることがあり、その取扱いには十分留意すべきである。

４．利用に際しての留意点

IFを薬剤師等の日常業務において欠かすことができない医薬品情報源として活用して頂きたい。しかし、薬事法や医療用医薬品プロモーションコード等による規制により、製薬企業が医薬品情報として提供できる範囲には自ずと限界がある。IFは日病薬の記載要領を受けて、当該医薬品の製薬企業が作成・提供するものであることから、記載・表現には制約を受けざるを得ないことを認識しておかなければならない。

また製薬企業は、IFがあくまでも添付文書を補完する情報資材であり、インターネットでの公開等も踏まえ、薬事法上の広告規制に抵触しないよう留意し作成されていることを理解して情報を活用する必要がある。

（2013年４月改訂）

目次

Ⅰ．概要に関する項目 1
　１．開発の経緯 1
　２．製品の治療学的・製剤学的特性..... 1

Ⅱ．名称に関する項目..... 2
　１．販売名 2
　２．一般名 2
　３．構造式又は示性式..... 2
　４．分子式及び分子量..... 2
　５．化学名(命名法)..... 2
　６．慣用名、別名、略号、記号番号..... 3
　７．ＣＡＳ登録番号..... 3

Ⅲ．有効成分に関する項目..... 4
　１．物理化学的性質..... 4
　２．有効成分の各種条件下における安定性..... 4
　３．有効成分の確認試験法..... 4
　４．有効成分の定量法..... 5

Ⅳ．製剤に関する項目..... 6
　１．剤形 6
　２．製剤の組成 6
　３．用時溶解して使用する製剤の調製法..... 6
　４．懸濁剤、乳剤の分散性に対する注意..... 6
　５．製剤の各種条件下における安定性..... 7
　６．溶解後の安定性..... 7
　７．他剤との配合変化(物理化学的変化)..... 7
　８．溶出性 7
　９．生物学的試験法..... 8
　10．製剤中の有効成分の確認試験法..... 8
　11．製剤中の有効成分の定量法..... 8
　12．力価 8
　13．混入する可能性のある夾雑物..... 8
　14．注意が必要な容器・外観が特殊な容器に関する情報 8
　15．刺激性 8
　16．その他 9

Ⅴ．治療に関する項目..... 10
　１．効能又は効果 10
　２．用法及び用量 10
　３．臨床成績 10

Ⅵ．薬効薬理に関する項目..... 11
　１．薬理学的に関連ある化合物又は化合物群..... 11
　２．薬理作用 11

Ⅶ．薬物動態に関する項目..... 14
　１．血中濃度の推移・測定法..... 14
　２．薬物速度論的パラメータ..... 14
　３．吸収 15
　４．分布 15
　５．代謝 15
　６．排泄 16
　７．トランスポーターに関する情報..... 16
　８．透析等による除去率..... 16

Ⅷ．安全性(使用上の注意等)に関する項目 17
　１．警告内容とその理由 17
　２．禁忌内容とその理由(原則禁忌を含む) 17
　３．効能又は効果に関連する使用上の注意とその理由 17
　４．用法及び用量に関連する使用上の注意とその理由 17
　５．慎重投与内容とその理由 17
　６．重要な基本的注意とその理由及び処置方法 ... 17
　７．相互作用 17
　８．副作用 17
　９．高齢者への投与 18
　10．妊婦、産婦、授乳婦等への投与 18
　11．小児等への投与 18
　12．臨床検査結果に及ぼす影響 18
　13．過量投与 19
　14．適用上の注意 19
　15．その他の注意 19
　16．その他 19

Ⅸ．非臨床試験に関する項目 20
　１．薬理試験 20
　２．毒性試験 20

Ⅹ．管理的事項に関する項目 21
　１．規制区分 21
　２．有効期間又は使用期限 21
　３．貯法・保存条件 21
　４．薬剤取扱い上の注意点 21
　５．承認条件等 21
　６．包装 21
　７．容器の材質 21
　８．同一成分・同効薬 22
　９．国際誕生年月日 22
　10．製造販売承認年月日及び承認番号 22
　11．薬価基準収載年月日 22
　12．効能又は効果追加、用法及び用量変更追加等の年月日及びその内容 22
　13．再審査結果、再評価結果公表年月日及びその内容 22
　14．再審査期間 22
　15．投薬期間制限医薬品に関する情報 22
　16．各種コード 22
　17．保険給付上の注意 22

Ⅺ．文献..... 23
　１．引用文献 23
　２．その他の参考文献 23

Ⅻ．参考資料..... 24
　１．主な外国での発売状況 24
　２．海外における臨床支援情報 24

ⅩⅢ．備考 24
　その他の関連資料 24

Ⅰ．概要に関する項目

１．開発の経緯

トラニラスト点眼液0.5%「サワイ」は、日局トラニラストを含有するアレルギー性結膜炎治療剤である。

トラニラストは、ナンテン配糖体の抗アレルギー作用に着目され、広範囲なドラッグデザインの結果開発されたものである。[1)]

本剤は、後発医薬品として下記通知に基づき、製造方法並びに規格及び試験方法を設定、安定性試験、生物学的同等性試験を実施し、承認を得て上市に至った。

承認申請に際し準拠した通知名	平成17年３月31日 薬食発第0331015号
承　認	2009年７月
上　市	2009年11月

２．製品の治療学的・製剤学的特性

１）IgE抗体と結合している肥満細胞からのヒスタミンなどの化学関連物質の遊離を抑制することで、抗アレルギー作用を示す。[2)]

２）既存のトラニラスト製剤（同剤形）と比較し、効能・効果、用法・用量は同一である。

３）副作用として、眼瞼皮膚炎、眼瞼炎、刺激感、そう痒感等が報告されている（頻度不明）。

Ⅱ．名称に関する項目

1．販売名

1）和名

トラニラスト点眼液0.5%「サワイ」

2）洋名

TRANILAST

3）名称の由来

通知「平成17年９月22日　薬食審査発第0922001号」に基づき命名した。

2．一般名

1）和名（命名法）

トラニラスト(JAN)

2）洋名（命名法）

Tranilast（JAN、INN）

3）ステム

－ast：抗ヒスタミン剤と違う作用機序をもつ抗喘息、抗アレルギー剤

3．構造式又は示性式

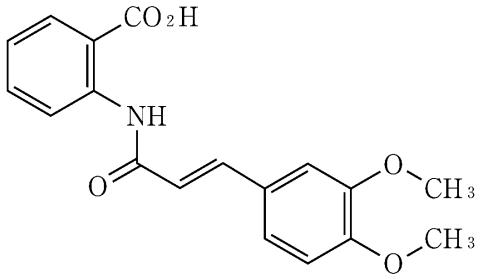

4．分子式及び分子量

分子式：$C_{18}H_{17}NO_5$

分子量：327.33

5．化学名（命名法）

2-{[(2*E*)-3-(3,4-Dimethoxyphenyl)prop-2-enoyl]amino}benzoic acid

６．慣用名、別名、略号、記号番号

特になし

７．CAS登録番号

53902－12－8

Ⅲ．有効成分に関する項目

１．物理化学的性質

1)外観・性状

淡黄色の結晶又は結晶性の粉末である。

2)溶解性

N, *N*－ジメチルホルムアミドに溶けやすく、アセトニトリル、メタノール又はエタノール(99.5)に溶けにくく、水にほとんど溶けない。

溶解度(37℃)[3)]：pH1.2：0.7μg/mL、pH5.5：163.0μg/mL、pH6.8：2058.0μg/mL、
水：14.5μg/mL

3)吸湿性

吸湿性は認められない。

乾燥減量：0.3%以下(１g、105℃、３時間)

4)融点(分解点)、沸点、凝固点

融点：207～210℃

5)酸塩基解離定数

pKa＝3.25(25℃、カルボキシル基、溶解度法)[3)]

6)分配係数

該当資料なし

7)その他の主な示性値

λ_{max}(メタノール)：334～336nm[4)]

２．有効成分の各種条件下における安定性

水[3)]：遮光、37℃、24時間は安定である。

液性(pH)[3)]：遮光、pH1.2、pH5.5及びpH6.8において、37℃、20時間は安定である。

光：白色蛍光灯(約4800lx・hr)下、37℃において、pH5.5は安定であるが、pH6.8及び水で、それぞれ約２%及び約５%分解する。[3)]
光によって徐々に淡い黄褐色となる。

３．有効成分の確認試験法

日局「トラニラスト」の確認試験に準ずる。

１)紫外可視吸光度測定法による確認

２)赤外吸収スペクトル測定法による確認

４．有効成分の定量法

日局「トラニラスト」の定量法に準ずる。(滴定法)

Ⅳ．製剤に関する項目

１．剤形

1）投与経路

点眼

2）剤形の区別、外観及び性状

区別：無菌水性点眼液

規格：１mL中に日局トラニラスト５mg含有

性状：微黄色澄明

3）製剤の物性

pH：7.0～8.0

4）識別コード

なし

5）pH、浸透圧比、粘度、比重、安定なpH域等

浸透圧比（生理食塩液に対する比）：0.9～1.1

6）無菌の有無

本剤は無菌製剤である。

２．製剤の組成

1）有効成分（活性成分）の含量

１mL中に日局トラニラスト５mgを含有

2）添加物

添加物として、エデト酸Na、グリセリン、ベンザルコニウム塩化物、ホウ砂、ホウ酸、ポビドン、ポリソルベート80、pH調節剤を含有する。

3）添付溶解液の組成及び容量

該当しない

３．用時溶解して使用する製剤の調製法

該当しない

４．懸濁剤、乳剤の分散性に対する注意

該当しない

5．製剤の各種条件下における安定性

1）ポリプロピレン容器充てん品の安定性（加速試験）

トラニラスト点眼液0.5%「サワイ」（ポリプロピレン容器に充てんしたもの）について、安定性試験を行った。

その結果、定量試験等の規格に適合し、安定な製剤であることが確認された。[5)]

保存条件	イニシャル	40℃75%RH・遮光 6ヵ月
性状	微黄色澄明の無菌水性点眼液であった	同左
確認試験	規格に適合	同左
pH	7.37	7.34
浸透圧比	1.00	1.03
不溶性異物検査	不溶性異物を認めなかった	同左
不溶性微粒子試験	不溶性微粒子は限度内であり、規格に適合	同左
無菌試験	菌の発育を認めなかった	同左
定量試験※	99.0	98.4

※：表示量に対する含有率（%）

2）光に対する安定性

トラニラスト点眼液0.5%「サワイ」（ポリプロピレン容器に充てんしたもの）について、以下の保存条件下で保存し、安定性試験を行った。

その結果、ラベルなしの条件下で含量低下が観察された。[6)]

保存条件		イニシャル	総照射量			
			15万lx・hr	30万lx・hr	60万lx・hr	120万lx・hr
ラベルなし	性状	微黄色澄明の液	変化なし	変化なし	変化なし	－
	pH	7.4	7.4	7.4	7.4	－
	浸透圧比	1.0	1.0	1.0	1.0	－
	定量試験※	100.0	98.9	98.0	95.7	－
ラベル貼付	性状	微黄色澄明の液	－	変化なし	変化なし	変化なし
	pH	7.4	－	7.4	7.4	7.4
	浸透圧比	1.0	－	1.0	1.0	1.0
	定量試験※	100.0	－	99.5	99.2	98.5

※：イニシャルを100としたときの含有率（%）

6．溶解後の安定性

該当しない

7．他剤との配合変化（物理化学的変化）

該当資料なし

8．溶出性

該当資料なし

９．生物学的試験法

該当しない

10．製剤中の有効成分の確認試験法

日局「トラニラスト点眼液」の確認試験に準ずる。(紫外可視吸光度測定法)

11．製剤中の有効成分の定量法

日局「トラニラスト点眼液」の定量法に準ずる。(液体クロマトグラフィー)

12．力価

該当しない

13．混入する可能性のある夾雑物

該当資料なし

14．注意が必要な容器・外観が特殊な容器に関する情報

該当資料なし

15．刺激性

眼刺激性試験

トラニラスト点眼液0.5%「サワイ」及び標準製剤を１回50μL ウサギ(雄、10週齢、1.96～2.27kg、１群６匹)の右眼に１時間間隔で１日８回、７日間連続投与し、眼刺激性を調べた。陰性対照物質として生理食塩液を同様に投与した。試験１～７日の投与８回目の１時間後にDraize法に基づき角膜、虹彩、結膜の刺激性変化について判定・評価を行った。

その結果、トラニラスト点眼液0.5%「サワイ」は標準製剤と同様にウサギの眼粘膜に対して刺激性が認められなかった。[7)]

【ウサギへの頻回投与による眼刺激性試験結果】

評価法	眼刺激性 total スコア						
点眼後時間	１日目	２日目	３日目	４日目	５日目	６日目	７日目
生理食塩液	0	0	0	0	0	0	0
トラニラスト点眼液0.5%「サワイ」	0	0	0	0	0	0	0
標準製剤	0	0	0	0	0	0	0

16．その他

１瓶容量：５mL

１滴容量：約43μL

Ⅴ．治療に関する項目

１．効能又は効果

アレルギー性結膜炎

２．用法及び用量

通常、１回１～２滴を１日４回(朝、昼、夕方及び就寝前)点眼する。

３．臨床成績

1)臨床データパッケージ

該当しない

2)臨床効果

該当資料なし

3)臨床薬理試験

該当資料なし

4)探索的試験

該当資料なし

5)検証的試験

(1)無作為化並行用量反応試験

該当資料なし

(2)比較試験

該当資料なし

(3)安全性試験

該当資料なし

(4)患者・病態別試験

該当資料なし

6)治療的使用

(1)使用成績調査・特定使用成績調査(特別調査)・製造販売後臨床試験(市販後臨床試験)

該当資料なし

(2)承認条件として実施予定の内容又は実施した試験の概要

該当しない

Ⅵ．薬効薬理に関する項目

１．薬理学的に関連ある化合物又は化合物群

クロモグリク酸ナトリウム、ペミロラストカリウム等

２．薬理作用

1)作用部位・作用機序

抗原抗体反応に伴って起こる肥満細胞等からのケミカルメディエーター(ヒスタミン、ロイコトリエンなど)の遊離を抑制し、抗アレルギー作用を示す。

2)薬効を裏付ける試験成績

１)ラット受動感作アレルギー性結膜炎に対する抑制作用[8]	
通知等	「後発医薬品の生物学的同等性試験ガイドライン」: 平成18年11月24日 薬食審査発第1124004号
測定方法	吸光度法

〈方法〉

ラット受動感作アレルギー性結膜炎モデル(Wister系、雄性)を用い、トラニラスト点眼液0.5%「サワイ」と標準製剤の抗アレルギー作用について、薬剤をアレルギー反応惹起20分前及び10分前の２回点眼し、結膜への色素漏出量を指標として比較検討を行った。

〈結果〉

トラニラスト点眼液0.5%「サワイ」点眼群及び標準製剤点眼群は基剤点眼群に比べ、アレルギー反応の有意な抑制作用を示した。また、両剤のアレルギー抑制作用を90%信頼区間法にて統計解析を行った結果、両剤の生物学的同等性が確認された。

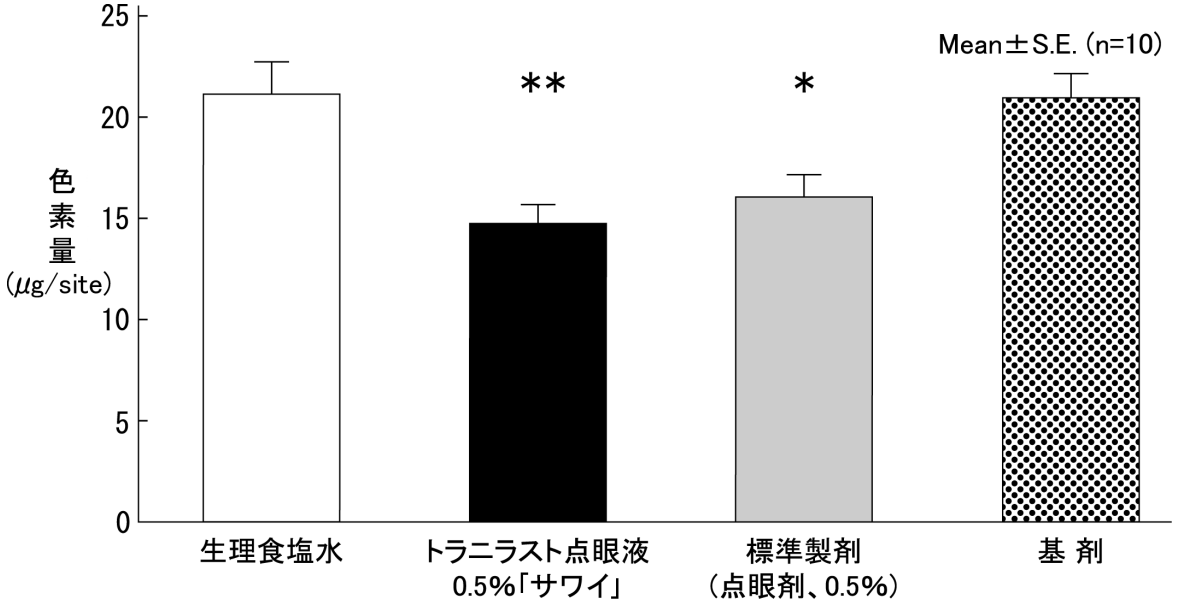

	生理食塩水	トラニラスト点眼液 0.5%「サワイ」	標準製剤 (点眼剤、0.5%)	基剤
色素量 (μg/site)	21.28±1.57	14.77±0.90	16.08±1.13	20.95±1.33

Mean±S.E.　*：p<0.05, **：p<0.01 vs 基剤点眼群(Dunnettの多重比較検定)

２）モルモット能動感作アレルギー性結膜炎に対する抑制作用[9]	
通知等	「後発医薬品の生物学的同等性試験ガイドライン」： 平成18年11月24日 薬食審査発第1124004号
測定方法	肉眼観察による点数評価

〈方法〉

モルモット能動感作アレルギー性結膜炎モデル（Hartley系、雄性）を用い、トラニラスト点眼液0.5%「サワイ」と標準製剤の結膜炎抑制作用について、薬剤を結膜炎惹起15分前に点眼し、惹起30分後の結膜炎の程度を観察し、炎症強度のスコアを比較検討した。

スコア基準

スコア０：症状無し
スコア１：軽度の充血を示したもの
スコア２：強度の充血を示したもの
スコア３：充血に軽度～中等度の浮腫が加わったもの
スコア４：著明な浮腫が生じたもの

〈結果〉

トラニラスト点眼液0.5%「サワイ」点眼群及び標準製剤点眼群は基剤点眼群に比べ、アレルギー反応の有意な抑制作用を示した。また、両剤のアレルギー抑制作用を90%信頼区間法にて統計解析を行った結果、両剤の生物学的同等性が確認された。

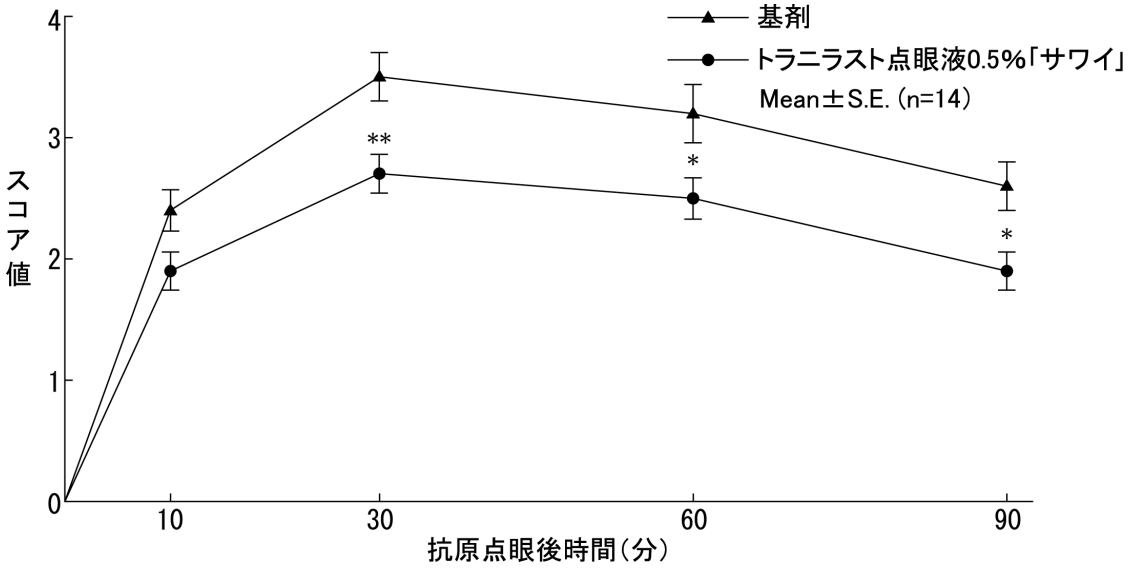

	トラニラスト点眼液 0.5%「サワイ」	基剤
惹起30分後スコア	2.7±0.16	3.5±0.20

Mean±S.E.　＊：p<0.05，＊＊：p<0.01 vs 基剤点眼群（Mann-WhitneyのU検定）

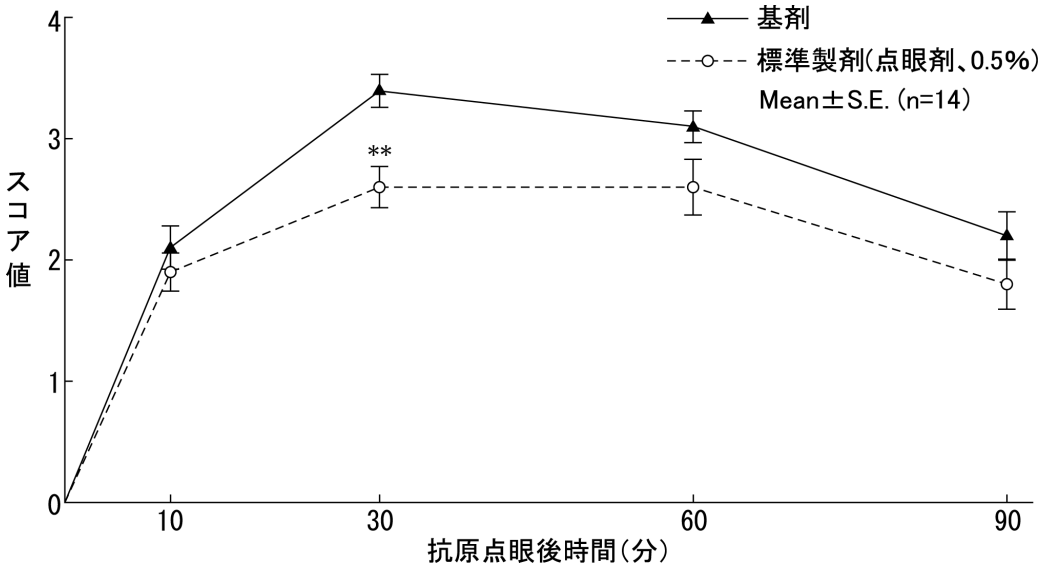

	標準製剤(点眼剤、0.5%)	基剤
惹起30分後スコア	2.6±0.17	3.4±0.13

Mean±S.E.　**：p<0.01 vs 基剤点眼群(Mann-WhitneyのU検定)

3)作用発現時間・持続時間

該当資料なし

Ⅶ. 薬物動態に関する項目

トラニラスト製剤の薬物動態について以下のとおり報告されている。

1. 血中濃度の推移・測定法

1)治療上有効な血中濃度

該当資料なし

2)最高血中濃度到達時間

該当資料なし

3)臨床試験で確認された血中濃度

該当資料なし

4)中毒域

該当資料なし

5)食事・併用薬の影響

該当資料なし

6)母集団(ポピュレーション)解析により判明した薬物体内動態変動要因

該当資料なし

2. 薬物速度論的パラメータ

1)解析方法

該当資料なし

2)吸収速度定数

該当資料なし

3)バイオアベイラビリティ

該当資料なし

4)消失速度定数

該当資料なし

5)クリアランス

該当資料なし

6)分布容積

該当資料なし

7)血漿蛋白結合率

健康成人に１カプセル(トラニラスト100mg含有)を単回経口投与したとき、ヒト血漿タンパク結合率は81.7%であった。(カプセル剤のデータ)[2)]

3. 吸収

該当資料なし

4. 分布

1)血液－脳関門通過性

該当資料なし

2)血液－胎盤関門通過性

該当資料なし

3)乳汁への移行性

該当資料なし

4)髄液への移行性

該当資料なし

5)その他の組織への移行性

該当資料なし

5. 代謝

1)代謝部位及び代謝経路

主代謝経路はトラニラストの４位の脱メチル化とそれに続く硫酸抱合及びトラニラストのグルクロン酸抱合であった。[2)]

2)代謝に関与する酵素(CYP450等)の分子種

トラニラストの酸化的代謝反応はCYP2C9、CYP2C18、CYP2C8、CYP1A2、CYP3A4、CYP2D6で確認され、主としてCYP2C9が代謝に関与する。[2)]

3)初回通過効果の有無及びその割合

該当資料なし

4)代謝物の活性の有無及び比率

該当資料なし

5)活性代謝物の速度論的パラメータ

該当資料なし

６．排泄 ･･････････････

Ⅷ. 安全性(使用上の注意等)に関する項目

1. 警告内容とその理由

該当しない

2. 禁忌内容とその理由(原則禁忌を含む)

【禁忌】(次の患者には投与しないこと)
本剤の成分に対し過敏症の既往歴のある患者

3. 効能又は効果に関連する使用上の注意とその理由

該当しない

4. 用法及び用量に関連する使用上の注意とその理由

該当しない

5. 慎重投与内容とその理由

該当しない

6. 重要な基本的注意とその理由及び処置方法

重要な基本的注意
重症例には本剤単独では十分な効果が得られないので、他の適切な治療法への切替えあるいはそれとの併用を考慮し、本剤のみを漫然と長期に使用しないこと。

7. 相互作用

1)併用禁忌とその理由

該当しない

2)併用注意とその理由

該当しない

8. 副作用

1)副作用の概要

本剤は使用成績調査等の副作用発現頻度が明確となる調査を実施していない。

2)重大な副作用と初期症状

該当しない

3)その他の副作用

	頻度不明
過　敏　症[注)]	接触性皮膚炎(眼周囲)、眼瞼皮膚炎、眼瞼炎
眼	結膜充血、眼瞼腫脹、刺激感、そう痒感

注)発現した場合には、投与を中止するなど適切な処置を行うこと。

4)項目別副作用発現頻度及び臨床検査値異常一覧

該当資料なし

5)基礎疾患、合併症、重症度及び手術の有無等背景別の副作用発現頻度

該当資料なし

6)薬物アレルギーに対する注意及び試験法

【禁忌】(次の患者には投与しないこと)
本剤の成分に対し過敏症の既往歴のある患者

副作用

	頻度不明
過　敏　症[注)]	接触性皮膚炎(眼周囲)、眼瞼皮膚炎、眼瞼炎

注)発現した場合には、投与を中止するなど適切な処置を行うこと。

9. 高齢者への投与

該当しない

10. 妊婦、産婦、授乳婦等への投与

妊娠中の投与に関する安全性は確立していないので、妊婦(特に約３ヵ月以内)又は妊娠している可能性のある婦人には投与しないことが望ましい。〔動物実験(マウス)で、本剤の経口大量投与により、骨格異常例の増加が認められている。〕

11. 小児等への投与

低出生体重児、新生児、乳児に対する安全性は確立していない(使用経験がない)。

12. 臨床検査結果に及ぼす影響

該当資料なし

13. 過量投与

該当資料なし

14. 適用上の注意

1)**投与経路**：点眼用にのみ使用すること。
2)**点眼時**：
(1)容器の先端が直接目に触れないように注意すること。
(2)眼周囲等に流出した液は拭き取ること。

15. その他の注意

該当しない

16. その他

Ⅸ．非臨床試験に関する項目

トラニラストの非臨床試験成績について以下のとおり報告されている。

1．薬理試験

1)薬効薬理試験(「Ⅵ．薬効薬理に関する項目」参照)

2)副次的薬理試験

該当資料なし

3)安全性薬理試験

該当資料なし

4)その他の薬理試験

該当資料なし

2．毒性試験

1)単回投与毒性試験

LD_{50}(mg/kg)[4)]

動物種	性	経口	皮下注	腹腔内
マウス	♀	680	2,820	385
ラット	♀	1,100	3,060	395

2)反復投与毒性試験

該当資料なし

3)生殖発生毒性試験

Ⅷ．-10．参照

4)その他の特殊毒性

該当資料なし

Ⅹ．管理的事項に関する項目

１．規制区分

	規制区分
製剤	該当しない
有効成分	該当しない

２．有効期間又は使用期限

使用期限：３年

３．貯法・保存条件

遮光室温保存

Ⅹ．－４．参照

４．薬剤取扱い上の注意点

1)薬局での取扱い上の留意点について

・取扱い上の注意

本剤を冷蔵庫等で保存すると、結晶が析出することがあるので避けること。

2)薬剤交付時の取扱いについて（患者等に留意すべき必須事項等）

くすりのしおり：有り

Ⅷ．-14．参照

3)調剤時の留意点について

特になし

５．承認条件等

該当しない

６．包装

５mL×10本

７．容器の材質

容　　器：ポリプロピレン

中　　栓：ポリエチレン

キャップ：ポリプロピレン

8．同一成分・同効薬

同一成分：リザベン点眼液0.5%
トラメラス点眼液0.5%/PF点眼液0.5%
同効薬：クロモグリク酸ナトリウム、ペミロラストカリウム等

9．国際誕生年月日

該当しない

10．製造販売承認年月日及び承認番号

製造販売承認年月日：2009年７月13日、承認番号：22100AMX01872000

11．薬価基準収載年月日

2009年11月13日

12．効能又は効果追加、用法及び用量変更追加等の年月日及びその内容

該当しない

13．再審査結果、再評価結果公表年月日及びその内容

該当しない

14．再審査期間

該当しない

15．投薬期間制限医薬品に関する情報

本剤は、投薬(あるいは投与)期間に関する制限は定められていない。

16．各種コード

HOT番号	厚生労働省薬価基準収載医薬品コード	レセプト電算コード
119689401	1319736Q1106	621968901

17．保険給付上の注意

本剤は診療報酬上の後発医薬品である。

ＸＩ．文献

１．引用文献

１）深井三郎，今日の新薬，第５版，じほう，1988，p.350-351.
２）日本薬局方解説書編集委員会編，第十六改正 日本薬局方 第一追補解説書，廣川書店，2012，C-208－C-212.
３）日本公定書協会編，医療用医薬品 品質情報集，No.12，薬事日報社，2002，p.171.
４）薬事研究会編，規制医薬品事典，第５版，じほう，1992，p.328-329.
５）～６）沢井製薬(株) 社内資料[安定性試験]
７）沢井製薬(株) 社内資料[刺激性試験]
８）～９）沢井製薬(株) 社内資料[生物学的同等性試験]

２．その他の参考文献

XII．参考資料

１．主な外国での発売状況 ･･

２．海外における臨床支援情報･･
該当資料なし

XIII．備考

その他の関連資料･･